

開発行為に関する工事の中間検査依頼  
市手続規則第3条第2項

【添付書類一覧】

No.	添付書類	内 容
1	中間検査依頼書	
2	開発行為許可通知書の写し	変更許可を受けた場合は開発許可事項変更許可通知書の写しも添付
3	案内図	方位、区域朱囲い
4	公図	変更許可又は変更届出によって変更が生じた場合は変更後を添付 審査済印が押されているもの、区域朱囲い
5	土地利用計画平面図	変更許可又は変更届出によって変更が生じた場合は変更後を添付 審査済印が押されているもの、区域朱囲い
6	造成計画平面図	変更許可又は変更届出によって変更が生じた場合は変更後を添付 審査済印が押されているもの、造成箇所着色（切土：黄色、盛土：茶色）
7	排水施設計画平面図	変更許可又は変更届出によって変更が生じた場合は変更後を添付 審査済印が押されているもの、区域朱囲い
8	構造図	変更許可又は変更届出によって変更が生じた場合は変更後を添付 審査済印が押されているもの 排水施設、外構、擁壁、道路、公園、緑地、ごみ集積所等に関する図面

【必要部数】

・事前協議あり：次のうち、関係する課所担当分の部数（正1部、残りの部数は副）

- 建築開発課指導担当
- 都市計画課都市計画担当、公園担当
- 久保土地区画整理事務所
- 建設課道路管理・用地担当、維持補修担当
- 建設課下水道施設担当
- 環境課

・事前協議なし：1部（建築開発課指導担当）

【工事検査日】 毎週火曜日・木曜日 検査希望日の1週間前までに提出してください。

【検査の準備】

- (1) スチールテープ（場合により光波測距儀も必要。）、コンベックス、レベル、スタッフ、下げ振り、ピンポール、水系、スコップ、懐中電灯、柄付き鏡、バケツ（水を流すため。）等の器具を準備してください。
- (2) 排水柵や排水先の道路側溝の蓋等は、検査時に開けられるように器具等を準備しておいてください。
- (3) 必ず検査前に杭間距離、道路幅員、外構、擁壁、排水施設等が開発許可の内容に適合しているか、現地と許可書の添付図面を確認してください。開発許可後に設計の変更がある場合は、開発許可事項変更許可が必要です。直ちに建築開発課指導担当へ相談してください。